

有害鳥獣捕獲に係る捕獲等の許可期間の上限及び許可対象者

対象種	方法	期間（上限） （※1）	許可対象者	
			法人	個人
カルガモ・キジバト・ヒヨドリ・スズメ・ムクドリ	銃器	60日	○	
	銃器以外	60日	○	○
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト	銃器	60日	○	
	銃器・捕獲檻以外	60日	○	○
	捕獲檻	180日	○	○
ノウサギ・タヌキ・キツネ・イタチ（オス）	銃器	31日	○	
	銃器以外	60日	○	○
特定外来鳥獣（タイワンリス・アライグマ・ミンク・ヌートリア等）	銃器	31日	○	
	銃器以外	1年	○	○
ハクビシン・ノイヌ・ノネコ	銃器	31日	○	
	銃器以外	1年	○	○
ニホンザル	銃器	90日又は1年 （※2）	○	（※3）
	銃器以外	90日又は1年 （※2）	○	○
ニホンジカ、イノシシ	銃器	1年	○	（※3）
	銃器以外	1年	○	○
ツキノワグマ	銃器・わな	20日	○	
ネズミ・モグラ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く）	銃器以外	180日	○	○
カワウ	銃器	90日	○	
	銃器以外（※4）	90日	○	
上記以外の鳥類	銃器	20日	○	
	銃器以外	31日	○	○
上記以外の獣類	銃器	20日	○	
	銃器以外	31日	○	
ハシボソガラス・ハシブトガラス・ドバト・カワウのひなの捕獲等又は卵の採取等		180日	○	○
上記以外の鳥類のひなの捕獲等又は卵の採取等		31日	○	○

※1 銃器及び銃器以外の方法を併用する場合は、銃器の方法による期間を上限とする。

※2 ニホンザルについては、恒常的に被害が発生している場合に限り、許可期間(上限)を1年とする。

※3 個人の場合は止めさしに限り認めるものとする。

※4 カワウをわなで捕獲等する許可については、錯誤捕獲等の発生状況等に問題が生じないことが確認されるまでの間は、試験的な取扱いとする。